

令和3年度「輝く学生応援プロジェクト」運營業務委託に係るプロポーザル 質問への回答

質問	回答
<p>開館時間に対しての配置時間、および最低配置人員の規定はありますでしょうか。</p>	<p>学生 Place+において、常駐職員等を配置していただくことについては、考えておりません。 ただし、「仕様書 4(1)イ(ケ)」に記載のとおり、定期的な管理は行っていただく必要があります。</p>
<p>過去の受託者が作成したホームページや SNS については、どの程度活用できますでしょうか。</p>	<p>現ホームページや SNS については、引き続き活用いただくことも可能です。</p>
<p>委託仕様にあります、「学生ボランティアチャレンジ」の内容については、現行のものをベースとしますでしょうか。</p>	<p>目的が達成する内容であれば、現行のものにこだわる必要はないと考えています。 詳細の内容については、本業務の委託契約締結後に、本市と協議のうえ、決定することになります。</p>
<p>本仕様書における「学生」とは、大学生のみを指しますでしょうか。専門学校生、高校生は対象でしょうか。</p>	<p>学生とは、原則、大学生を指しています。</p>
<p>施設運営にあたって水道光熱費等、受託者の経費負担はありますでしょうか。</p>	<p>学生 Place+の運営に当たって、光熱水費を受託者に負担していただくことはありません。</p>
<p>○「別紙 1」の入手先について 仕様書 4-(1)-イ-(エ)に「別紙 1」とありますが、「別紙 1」はどこで入手できるでしょうか。</p>	<p>大変失礼いたしました。 ホームページへの掲載が漏れておりましたので、掲載させていただきます。</p>
<p>○「学生の活動拠点」に配置する人数及び時間の考え方について 「様式 2-3 『学生の活動拠点』に配置する人数及び時間（月曜には京都市大学のまち交流センターが休館）」には、従事する職員を定めた曜日に配置しない場合は、どのように書けばよいですか。</p>	<p>本業務において、学生 Place+における常駐職員等の配置は必要ありませんので、様式 2 の「3 「学生の活動拠点」に配置する人数及び時間」については、記入していただく必要はありません。</p>
<p>○ 活動拠点に配置する人数及び時間について （様式 2） 3 「学生の活動拠点」に配置する人数及び時間について仕様書 4（1）イ では、常駐の必要性が記載されておませんが、どのような記載が必要でしょうか。 仕様書 4（1）イ（ケ）「学生 Place+の定期的な管理」にあたる配置人数及び時間（頻度を含む）を記載すればよろしいでしょうか。</p>	